

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和 7 年 3 月 25 日(火)				
会議場所	彦根市役所本庁舎 5－1 会議室、5－2 会議室				
出席委員等 5 人中 5 人出席	教育長 教育長職務代理者 委 員	西嶋 良年 永濱 隆 本田 啓子	委 員 委 員	小松 照明 田附 孝子	
出席職員 (説明員)	教育部長 小島 久喜 教育部次長(教育総務課長) 清水 智子 子ども未来部次長(幼児課長) 前川 昌敏 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 学校教育課長 東野 了賢 学校教育課主幹 井上 崇子 学校 ICT 推進課長 北川 尚樹 学校支援・人権・いじめ対策課長 小磯 浩司 生涯学習課長 小椋 朋子 生涯学習課主幹 川添 義夫 博物館管理課長 林 善和 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 図書館長 田中 淑介 図書館主幹 谷村 雅史 新図書館整備推進室長 鈴木 康浩 広野教育集会所長 中江 淳展 子ども未来部幼児課主幹 長谷川 知子				
会議次第					
1 開 会	午前 9 時 30 分				
2 議 題	内 容 別添のとおり				
議案第 8 号	令和 7 年度彦根市教育行政方針について (各課)				
議案第 9 号	彦根市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (教育総務課)				
議案第 10 号	令和 5 年度における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価報告書について (教育総務課)				
議案第 11 号	彦根市学校施設等適正管理計画の改定について (教育総務課)				
議案第 12 号	彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について (学校支援・人権・いじめ対策課)				
議案第 13 号	彦根市地域学校協働活動推進員の委嘱について (生涯学習課)				
議案第 14 号	彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正について (学校給食センター)				
3 その他	内 容 別添のとおり				
4 閉 会	午前 11 時 35 分				

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は7件です。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、2件の報告事項を説明させていただきます。その後、議案第8号から議案第14号までの審議をいただきます。その後、「次第5 各所属の取組事項について」の質疑を行い、「次第6 その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 それでは、私から「教育長報告」をさせていただきます。

2月21日金曜日、2月市議会が開会になりましたので、出席をしました。

2月25日火曜日、教育委員会協議会を本庁で行い、教育委員の皆様にご参加いただきました。

3月3日月曜日、市議会の個人質問が、3月5日水曜日まで3日間行われましたので、出席をして、答弁をしました。

3月6日木曜日、熱中症予防のための飲料水提供への感謝状贈呈式を本庁で行いました。

これについては、株式会社中島商事様より平成23年度から14年間学校、園の方に飲料水を提供いただいていますので、今年度についても、改めて感謝状を贈呈した次第です。

3月7日金曜日、元気な免疫プロジェクト贈呈式を本庁で行いました。これについては、株式会社キリンビバレッジ様から、市立小学校全児童分約6,000本の商品を無償提供いただきましたので、贈呈式を行ったものです。

3月11日火曜日、中学校卒業証書授与式が挙行されましたので、教育委員の皆様、部長、学校教育課長で7校を分担して、出席をしました。

3月12日水曜日、予算常任委員会が行われましたので、出席をしました。

3月14日金曜日、令和6年度末教職員人事異動内示(一般)がありましたので、伝達をしました。

3月18日火曜日、本会議にて追加議案が上程され、その後、予算常任委員会が行われましたので、出席をしました。

3月19日水曜日、教育委員会協議会を本庁で行い、教育委員の皆様に出席をいただきまし

た。なお、この日小学校卒業式が行われましたので、教育委員会の方からメッセージを送付しています。

3月20日木曜日、彦根城博物館リニューアルオープン記念セレモニーを彦根城博物館で開催し、出席をしました。

3月21日金曜日、午前中に彦根城博物館への資料寄贈にかかる感謝状贈呈式を行い、出席をしました。これについては、野洲市在住の鈴木仙太郎様から湖東焼および関連陶磁器83件の寄贈を受けましたので、贈呈式を行ったものです。

午後から令和6年度末教職員人事異動(管理職)内示を行いました。また、令和6年度末市職員人事異動内示も行っています。

3月24日月曜日、市議会が閉会となりました。また、午後から教育実践研究奨励賞授賞式を行い、奨励賞を受賞した先生方に賞状を授与しました。

3月25日、本日ですが、3月の教育委員会議となっています。

午後からは、令和6年度「ネット社会の歩き方」情報モラルセミナー広域ブロックイベントが長浜市で開催されますので、出席をする予定です。

3月27日木曜日、令和6年度彦根市人権教育推進委員会が人権・福祉交流会館で予定されていますので、出席をする予定です。

3月31日月曜日、退職者等辞令交付式を、本庁で行う予定をしています。

報告は以上です。何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「令和7年2月市議会定例会について」報告をお願いします。

教育部次長から報告がありました。

教育長 次に、「令和6年度小中学校卒業児童生徒数および進路状況について」報告をお願いします。

学校教育課長から報告がありました。

4 議題

議案第 8 号 令和 7 年度彦根市教育行政方針について

教育総務課長、学校教育課長、学校 ICT 推進課長、学校支援・人権・いじめ対策課長、生涯学習課長、彦根城博物館副館長、教育研究所長、学校給食センター所長、図書館長、幼児課主幹から説明がありました。

小松委員 学校支援・人権・いじめ対策課についてです。最初に「心理的安全性」という言葉が使われていますが、後に出てくる用語解説としてアスタリスクが以前は付いてあったと思います。今回、これが外されているのですが、「心理的安全性」というのは用語解説の中にあるので、つけておくべきだと思います。2 点目は幼児課ですが、この「架け橋期」の説明は用語解説に統一した方がよいと思います。この方針の中でアスタリスクの説明がされていますが、アスタリスクは用語解説として 106 ページと 107 ページにまとめてありますので、そこでまとめた方がわかりやすく、全体の統一感があると思います。

学校支援・人権・いじめ対策課長 今ほどご指摘があった点については、修正して記載をします。

幼児課長 委員からのご指摘を受けてもう一度検討して、しっかりとわかりやすい内容に変えたいと考えています。

教育長 今の用語解説については、92 ページの各所属の方針の見方の部分で、「巻末資料にて解説しています」と書いていますので、検討をお願いしたいと思います。

議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

議案第 9 号 彦根市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育総務課長から説明がありました。

小松委員 荒神山自然の家および西地区公民館の記号を削除するというのは、これはどういう理由からですか。

教育総務課長 現在、荒神山自然の家と西地区公民館は指定管理者による管理となっています。

公文書として荒神山自然の家、西地区公民館の名前を冠して、文書を作成することがないということで、少しタイミングが遅れていますが、過去にも指定管理となっている施設の記号番号を削除していますので、今回こちらも併せて削除しています。

小松委員 荒神山自然の家が指定管理になったのは、3 年ぐらい前だと思います。去年になった

わけではないです。本来ならもっと早い時期にこのように外すべきだったが、それが今になったと考えてよいのですか。

教育総務課長 委員のご指摘の通り、少しタイミングとしては遅れているところですが、他の改正がありましたので、これを機に追いかけて修正しています。

議案第 9 号は原案のとおり承認されました。

議案第 10 号 令和 5 年度における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価報告書について

教育総務課長から説明がありました。

小松委員 外部評価の仕組みが変わったことは理解できました。1 つ教えて欲しいのは、この外部評価を受けるのは、来年どこの部署が受けるのか、教育委員会としてどういう順番でこの外部評価を受けるのか、そういうことはすでに決まっているのですか。全体の中でそのルールがどうなっているのか、教えて欲しいです。

教育総務課長 企画課が実施しています彦根市総合政策推進協議会の評価対象施策は、外部委員が入ったその協議会で施策を選定されます。4 年間ですべての施策を評価するというスケジュールになっていて、今年は 3 点、報告書の 12 ページ、39 ページ、54 ページに上がっている施策です。各部会から 1 つ以上の施策を選定することになっていて、4 年間ですべて回すということが基本になっています。来年度どの施策になるかは現段階では決まっていますが、内部評価自体は、毎年すべての施策において実施しますので、そこから選定されて、外部評価を実施されるということになります。

議案第 10 号は原案のとおり承認されました。

議案第 11 号 彦根市学校施設等適正管理計画の改定について

教育総務課長から説明がありました。

本田委員 これを見ていると、木造の方が長持ちするという印象なのですが、建築のことはわかりませんが、例えば西中学校の武道館は 90 年が経過しています。それから、この間訪問した稲枝東小学校の体育館とか、木造ですごく長く使っていても、少し直ただけで十分使用できるという印象を受けました。コンクリート製の方がだめなのでしょうか。

教育総務課長 その辺のことを詳細にお答えできる情報を持っていませんので、改めて確認した

いと思います。

小松委員 この計画には、彦根市の財政状況とか、児童生徒数の見通しとか、いろいろな前提は入っていますよね。前提は入っているけれども、実際に中身の検討は現在の小学校 17 校、中学校 7 校を前提にしている、従来型より長寿命化型の方が 32% 合理化になるという結論を出しているように思います。例えば、272 ページ、273 ページを見ていると、毎年かかるお金が 2020 年から 2032 年では 5 億円以下です。ところが、2033 年から急にこれが上がっています。長寿命化のためにこれだけ費用をかけていくわけですが、彦根市の財政から見て、2033 年からこれだけの急激な工事ができるかどうか、とても疑問だと思います。従来型と長寿命化型の損益分岐点というのはあると思います。生徒数は減っていく、学校数も減っていく、それを見た時にどうなるのか、そのシミュレーションがないわけです。いろいろな課題があり現状は減っていく、財政も厳しいと言っているけれども、中身の分析は現状の延長でやっているわけです。それで 32% 合理化できると言っても、その期待通りにはならないと思いますが。やはり、現実に応じた分析をしないと、さきほど言ったようなその損益分岐点がどこにあるのか、そういう視点で作らないと、この計画を一所懸命作ってもその 20 年後、30 年後の話かもしれませんが、長寿命化型が正しいという答えにはならないと思います。

教育総務課長 今ほどのご指摘ですが、確かに今の財政状況を鑑みて長寿命化することについては、部位別改修に分解して伸ばしていくということをしていますので、後年度に必要な修繕が増えていくという形でグラフには表れています。この計画は、現状の小学校 17 校、中学校 7 校、学校給食センター、放課後児童クラブ等も含めた計画になっていて、現在あるものを維持していくためにどれぐらいの費用がかかるか、というシミュレーションをしまして、損益分岐点であるとか、そういった分析はできていませんが、今の計画上では、現状ある建物を今後維持していくのにこれぐらいの費用がかかるというシミュレーションとなっていますので、解決策が出ているわけではないものになっています。今後、学校の適正規模・適正配置を検討するとともに、この計画を改定していく必要が出てくるとは思います。学校数等が変わってきましたら、こちらの方もそれを反映して改定していくことになります。この先彦根市がこれだけの財政負担をしていけるのかということとそうではないと思いますので、そこでどのように維持し保っていくのかということと合わせて、学校の適正規模・適正配置を検討していくことになると思っています。

小松委員 今の説明だと結局先送りしているだけです。今回作ったこの計画の意味は全くないの

ではないですか。生徒も学校も減っていくというのは見えてるわけです。見えているけれども、分析は現状の延長線上でやっています。この計画そのものが使い物にならないのではないですか。ある程度将来を見た時に、生徒数は必ず減ります、学校の規模も今の8割ぐらいになります。そうした時に、やはり従来型がよいのか長寿命化型の方がよいのか、せめてそれぐらいの考え方を入れておかないと。減ることはわかっているのに、現状で解析しています、そして長寿命化型でよいです、と言っても、最後に今後の課題として、また改めて減った時には検討しないといけない、結局問題の先送りばかりです。だから、今わかっている推定でもよいので、そここのところを入れた時にどうなりそうというのは、少しは入れておかないといけないのではないかと私は感じました。今回それはできない、それは難しいというので、今回の内容になっていますというのであれば、それは仕方がないと思いますが、この資料をどうやって使うのか、誰がいつ何の検討のために使うのか、というのを考えないといけません。これは作っただけでもう使うことはないですというのであれば、これは今の状態でもよいと思います。

教育総務課長 委員のご指摘もそうですが、今回のこの計画は令和2年度から11年度を計画期間としています。10年間の計画で、10年間の整備計画を考えたもので、令和2年度から6年度までに増築している学校もありますし、状況が変わっていますので、中間年として5年経った時に見直しをするという内容になっています。この計画の使用目的としては、長期的な展望の中で、直近10年間、5年間に何をやっていくのかという部分を上げて、それを着実に進めていくという目的もありますので、これを基にまた次年度の予算要求などを進めていきますので、長期の中の5年、10年を切り取ったような形にはなってしまいますが、そういう形で活用する計画となります。長期と言っても近い将来にはなってきますが、見直しは必ず必要で、また11年度に新たに次期管理計画を策定することになります。今年度、基本方針を発表して進めていく適正配置・適正規模の検討の中で、維持していく学校数等が変わってくることもあるかもしれませんが、そここの見直しの段階でそれぞれ反映させていければと考えています。

小松委員 この計画が直近5年のために作られた計画だったら理解できます。それであれば、この270ページの優先順位について、計画初期整備対象4校とありますが、この計画初期はいつ頃を言っているのですが。計画の初期ということは、ここ2、3年の間に着手しないといけないという内容で言われてると。この計画が直近5年のための計画だと言うのであれば、や

はり従来型の考え方で進めないといけないと思います。

教育総務課長 この計画自体は、令和2年度から11年度を想定した10年の計画が元の計画になっています。この270ページの計画初期というのは、令和2年度策定時にこのように挙げていると認識しています。長期で見た時に、こういう見通しを持つ中で、直近5年についてどのように動いていくかという計画となります。

教育長 国の整備方針について、もしわかれば説明をお願いします。

教育総務課長 国でも、学校施設が集中的に建てられたということもあり、各学校が一気に老朽化の時期を迎えるという内容から、学校施設の長寿命化計画策定の手引きということで、手引きや解説を出したりしています。その中で、今までですと耐用年数を基に改築を行うという流れから、予防保全的な改修を適時入れていって、従来の耐用年数をより伸ばしていくという、大規模改造と長寿命化改修を20年ごとに加えていって、改築までの年数を延ばすという考えで、長寿命化計画を策定するように進めています。その流れで、令和2年度に計画が策定されています。

本田委員 以前、現場に担当の方が行って、屋上や壁がこうなっているとか、いろいろなことを指摘されて、まずそこから直していきますということを言われたように私は記憶しているのですが、その時に文科省の手引きのことも聞いていて、1ページ目の背景と目的のところには、インフラの老朽化が進んでいて、どうにかしていかなければならないという時に人数も減っていくと書いてあります。今、子どもたちがいるし学校も存在するわけで、危ないところから順番に少しでも長寿命化するように直していくことだと解釈していました。だから、先ほど話が出た、どれだけ人口が減ってということも、もっと具体的に考えていかなければならない時が絶対来るだろうと思って見ていましたが、今できることは、コストをできるだけ安くして、従来型ではなくて長寿命化を図る方法にしたら、もちろんお金はかかりますが、従来型よりはマシかなと思います。今は、実際に子どもとか学校の安心安全のところを考えて、やっていくべきだと思って見ていました。

教育総務課長 委員ご指摘の通り、現状、小学校17校、中学校7校ありますので、そこにいる児童生徒の安全確保が一番になるという認識では間違いないと思っています。人数は減っていますが、それと比例して建物を縮小していけるというものでもありませんので、現行のこの計画においては、現状の小学校17校と中学校7校を維持していくためには、見込みとして改修が必要であるということを計画に載せているものですので、ご理解いただきたいと思い

ます。

永瀆職務代理者 一応、現時点での計画ということで、国が示した通りにやっているというのが基本的なところだと思います。小松委員が指摘された、今後は子どもの数が減って、学校がどのような時期にどのような形で縮小されるかということは、現在は未定であり、市民にも公に示されていないので、そこも含めた解析をするというのが今後の交渉なり相談にあたっては変な刺激を与えるのかなと思います。今後、その交渉にあたっては、市の財政も鑑みてご協力いただきたいという資料の1つになるのかなと思っています。地域住民への配慮という点も含まれた現時点での現実であり、変更点は加味されていない、決定した時点でまた変えていくものであると予想はしています。現時点で、行政としてはここまでの資料しか提示できないというのもわかりますが、一般的、社会的な感覚からすると、多少の修正点を加味してそれを別の資料としておいて、これはあくまで未確定でこういうケースもありますというのも入れてもよかったのではないかと思います。今後のための資料の1つとして有効ではないかなと考えています。

議案第 11 号は原案のとおり承認されました。

議案第 12 号 彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について

学校支援・人権・いじめ対策課長から説明がありました。

小松委員 293 ページを見ると、補助対象経費の部分で、今回 1 箇月当たり 3 万円から 4 万円に増額しています。この 3 万円から 4 万円にするということは、フリースクールの月謝が高くなって、父兄の負担を減らすために上げるのかなと思っていたのですが、第 4 条第 2 項の中で「次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。」と書いてあります。入学金、入学費その他フリースクール等民間施設の利用の準備に係る経費、フリースクール等民間施設の体験利用に係る費用など、これについては補助しないと書いてあります。普通に考えたらフリースクールへ支払うお金が増える、フリースクールも運営していく上で値上げをする、そのために 4 万円にすると思っていました。ところが、今回の補助金の中にはフリースクールに対する支払いの分は入っていません、ということですね。この 4 万円に上げる目的と、この第 4 条第 2 項に書いてあることが理解できなかった。当然、フリースクールに行っている中で、いろいろ物価も上がっているので補助金を上げます、単純にそういうことだと思って

いました。教育委員会が所管しているオアシスも同じで、オアシスに通ってる人に対しても上げないといけません。同じような考え方と言うと、不登校に対するその整合性が合わないように思うのですが。

学校支援・人権・いじめ対策課長 今委員が指摘されたところは、この補助制度が始まった当初からこの項目については掲げていました。今般 3 万円から 4 万円に上げるということで、一番多く通っている、例えば、てだのふあさんで言いますと、平日の半日利用で 1,000 円から 1,500 円に上げられたところもあります。これにはもちろん体験の費用とかそういったものは一切含まれていません。また、保護者に対しての補助制度としていますが、一方では、利用者補助をすることが間接的に施設への公的な補助にも繋がっていくという認識もしています。施設の光熱水費であるとか、様々な費用等が高騰していますので、そういったことの下支えにもなるのかなという認識を持っています。また、近年、オンライン上の居場所等も含まれてきていますので、そういったことも踏まえてどのぐらいの補助が必要だと考えた時に、やはり 3 万円から 4 万円に上げておくべきではないかと判断して予算計上したところです。

教育長 純粹に、施設利用料について補助をします、ということであって、例えば、その準備にかかるものであるとか、フリースクールが行う体験実習の費用に対して補助はできません、という規定です。利用料についてはフリースクールの運営者に入ることになりますので、間接的に市として補助をしているという形になります。

小松委員 この第 4 条第 2 項は見直さないといけないのではないですか。フリースクールに対する負担という名目では補助しないということですよね。入学金とかフリースクール等民間施設の利用料金とか、ここの(1)から(5)にあるのは、まさしくフリースクールの費用です。それに対する負担が値上げされて、1,000 円から 1,500 円になるからそれに対して補助金を上げますという対策ですよ。

教育長 フリースクールの利用料については補助をするということで、利用料以外の付随する費用については含めません、という規定です。

小松委員 現実そうなのでしょうか。ここに書いてある教材費とか実習費とか、フリースクールの費用の中で、それらを一切含まずに識別することはできるのですか。このように細かく書いてあるので、ここも変えないといけないのではないかと感じました。

永瀆職務代理者 具体的にはどういう項目ですか、というのを逆に聞きたいです。先ほど出た公的補助という意味もわかりづらかったです。例えば、オアシスの利用数が減っていると、運

営している市側としてはせっきくの施設がもったいないという考えがありますが、その負担を減らすために、民間が代わりにやってくれているという意味で補助しているのが公的補助になるのですか。

教育長 あくまで、利用者、保護者に対する補助であって、施設に対する補助は彦根市では行っていないということです。今、利用している児童生徒の保護者が、そのフリースクール等に支払いをしているものは月謝が主なものになりますが、月謝以外に、例えば、フリースクールが体験の日を設けて希望者が参加となった場合に、保護者がその費用を支払って参加させることになりますが、そういったものは含めませんという意味です。簡単に言いますと、月謝、その施設を利用したことに対する費用への補助を市として行いますという制度です。

小松委員 保護者に対する補助というのは、具体的には保護者がフリースクールに支払う費用です。だから、保護者全体に対する補助であれば、オアシスを利用する児童生徒の保護者にも補助しないといけないですね。

教育長 不登校生を預けている保護者に対する補助ですが、オアシスの利用者とは区別しないといけないと考えています。オアシスは公設公営で行っていて、市として運営をしているものですので、利用する保護者に対する補助ということは、他に学校施設、教育施設で教育を受けている児童生徒に対する補助を行っていないのと同じように、補助の対象とはならないと思います。あくまで今回のフリースクール等民間施設利用児童生徒の保護者への支援ということで、市として独自にやっていることになります。

小松委員 今、教育長が言われたのは、保護者に対する補助であってフリースクールへの補助ではありませんと。極端に言うともうそういうことですよね。それなら、今までの3万円でもよいわけです。なぜ3万円から4万円に上げる必要があるのですか。

教育長 本市がフリースクール等民間施設利用児童生徒の保護者への支援ということで始めたのは、県内でも2番目になります。その時に参考としたのが、草津市の事業になります。その当時草津市は上限4万円という設定でしたが、本市が3万円という設定をしたのは、国の方で調査をしている月当たりの保護者負担額が3万円程度でしたので、それに合わせて3万円に設定しました。しかし、事業を実施する中で、3万円を超える4万円近い金額を負担している家庭も出てきていますので、そういったことを鑑みて、また他市町で上限が4万円というところが増えてきているという状況を踏まえて、今回4万円に設定をしたということです。

小松委員 今言われたように、3万円ではなくて4万円の負担をしている方がいるということで

すが、4 万円の負担をされている方がいるのはフリースクールに対して負担をしてるわけです。だから、3 万円から 4 万円上がったのはフリースクールに対応するための費用で、フリースクールに対応するために 1 万円あげると、そこは認めるということですよね。4 万円を負担されてる方がいるということは、フリースクールへ支払うお金が増えているわけですよね。でも、この第 4 条第 2 項で、ここに書いてあるフリースクールに支払うお金は補助の対象にしないと言っているわけです。

教育長 規程のこの項目については、あくまで純粋に月謝以外のものについては負担しません、という規定になります。その利用料については負担をするということになっていますので、本市の補助事業については、あくまで保護者への補助ということですが、間接的に保護者からフリースクールに支払われているということになります。

小松委員 細かいですが、ここには民間施設の利用に伴う実費負担に係る費用と書いてあって、利用費も負担しないと書いてあります。

教育長 利用に伴う実費負担に係る費用で、その前に、寮費、教材費、実習費、イベント参加費、その他のフリースクール等民間施設の利用に伴う実費負担ですから、施設利用料というのは、これ以外に保護者から支払われていますので、その施設利用料について補助しますということになります。

永瀆職務代理者 月謝という言葉がどこかに入っていたらよいのではないですか。月謝プラスそれ以外の経費というふうに比較できるようにしておかないと、一般の方はわかりづらいかなと思います。

教育長 第 4 条第 1 項に、フリースクール等民間施設の利用料金とすると定めていますので、それがいわゆる月謝になります。月謝以外のものについて、第 4 条第 2 項の第 1 号から第 5 号に挙げていて、これについては補助しませんという規定です。この規程については、他市町で実施している要綱等も参考にしていますが、わかりにくいというご指摘もありましたので、また研究をしていきたいと思います。

小松委員 これから、フリースクールの拡大とか、どの費用をいれるとか、お金の問題とか出てくると思います。これだけ読むとおかしいのではないかと考える人もいるので、これからその辺を柔軟にわかるように見直していく必要があるのかなと思います。

教育長 いただいたご意見を基に、今後、検討、研究していきたいと考えています。

議案第 12 号は原案のとおり承認されました。

議案第 13 号 彦根市地域学校協働活動推進員の委嘱について

生涯学習課主幹から説明がありました。

本田委員 小学校は、城東小学校は 2 名、佐和山小学校も 2 名、1 人のところも何校かあるのですが、何か規定はあるのでしょうか。

生涯学習課主幹 設置要綱には、原則 1 名とありますが、人数の上限の記載についてはありません。それぞれの学校で必要な推進員を挙げてもらっている状況ですので、1 名のところがあったり、2 名のところがあったりという状況です。

議案第 13 号は原案のとおり承認されました。

議案第 14 号 彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正について

学校給食センター所長から説明がありました。

議案第 14 号は原案のとおり承認されました。

5 各所属の取組事項について

各委員 なし。

6 その他

各委員 なし。

教育長 以上で本日の会議を閉会します。

4 月の会議は、4 月 24 日木曜日、午後 1 時 30 分から本庁舎 5 階 5-1、5-2 会議室で開催します。皆さんお疲れ様でした。